

大東契第514号  
平成29年4月1日

大東市建設工事入札  
参加資格登録業者 様

大東市長

現場代理人の常駐緩和措置について（お知らせ）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、発注者・受注者間の常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられております。

しかしながら、昨今、携帯電話等の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと認められる場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和するものです。

つきましては、今後の本市における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 現場代理人に係る緩和措置の主な条件

金額	1件の予定価格が1,000万円未満。
工事件数	兼任できる工事件数は、2件まで。

2 兼任の手続

現場代理人の兼任を希望する場合、事後審査時において「現場代理人兼任届」を発注者（契約課）に提出してください。

3 兼任の中止

現場代理人兼任届の内容に虚偽の記載がある場合や連絡・施工体制の不備等、兼任に支障があると認められる場合は、兼任を中止し、新たな現場代理人を速やかに配置することを求めます。

また、虚偽記載については要綱に基づき、参加停止の措置を行います。

(兼任を認める条件)

- ① 受注者が兼任させようとする現場代理人と大東市との連絡体制が確保されていること。
- ② 受注者が兼任させようとする現場代理人が、必ずいずれかの工事現場に駐在し、市長又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- ③ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、他の発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。
- ④ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、大東市が発注する予定価格が1,000万円以上の工事の現場代理人でないこと。
- ⑤ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、現場代理人兼任届の提出日における契約金額が1,000万円以上の工事の現場代理人でないこと。
- ⑥ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
- ⑦ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、大東市が発注する予定価格が1,000万円以上の工事の主任技術者でないこと。
- ⑧ 受注者と直接的な雇用関係があること。
- ⑨ 受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。